

○大和市議会政務活動費の交付に関する条例
平成13年3月29日条例第1号

改正

平成14年5月8日条例第14号
平成15年9月26日条例第20号
平成19年2月21日条例第1号
平成20年9月1日条例第21号
平成25年2月28日条例第1号大和市議会政務活動費の交付に関する条例
題名改正〔平成25年条例1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大和市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員に対し政務活動費を交付することに必要事項を定めるものとする。

一部改正〔平成14年条例14号・15年20号・20年21号・25年1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、大和市議会の議員の職にあるもの（以下「議員」という。）2人以上により結成された団体（以下「会派」という。）又は会派に所属しない議員に対して交付する。

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は会派に所属しない議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して申請をしなければならない。

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、4月1日及び10月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額35,000円を乗じて得た額を、基準日が属する月の末日までに交付するものとする。

2 前項の規定により、政務活動費を4月に交付する場合は、4月から9月までの分とし、10月に交付する場合は、10月から翌年3月までの分とする。

3 議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を交付するものとする。

4 任期満了又は議会の解散に伴う選挙後新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月分から政務活動費を交付するものとする。

5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該辞職等をした議員は、第1項の所属議員数に含まないものとする。

6 政務活動費の交付を受けた会派は、議会の解散があった場合は、解散の日の属する月分以後の政務活動費を返還しなければならない。

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

(会派に所属しない議員に対する政務活動費)

第5条 会派に所属しない議員に対する政務活動費は、基準日に在職する会派に所属しない議員に対して、月額35,000円を基準日が属する月の末日までに交付するものとする。

2 前条第2項、第3項及び第6項の規定は、会派に所属しない議員に対する政務活動費について準用する。

3 任期満了又は議会の解散に伴う選挙後新たに会派に所属しない議員となった者に対しては、第3条の交付申請のあった日の属する月分から政務活動費を交付するものとする。

4 会派に所属しない議員が基準日において辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなったときは、政務活動費は交付しない。

追加〔平成15年条例20号〕、一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び会派に所属しない議員が行う別表に掲げる市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(支出状況の調査)

第7条 市長は、必要と認める場合には、交付した政務活動費の支出の状況について調査することができる。

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

(経理責任者)

第8条 会派には、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、当該政務活動費に係る収支報告書を作成し、領収書等の証拠書類を添付して毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会若しくは政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた会派に所属しない議員が、議員でなくなったときは、当該会派の経理責任者であった者又は会派に所属しない議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に前項の収支報告書等を提出しなければならない。

一部改正〔平成15年条例20号・19年1号・25年1号〕

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員は、次の各号のいずれ

かに該当する場合において、当該各号に定める額を市長に返還しなければならない。

- (1) 交付を受けた政務活動費の総額から、必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額
- (2) 第7条の規定による調査の結果、第6条に規定する経費の範囲に適合しない政務活動費の支出であると市長が認めた場合は、当該経費の範囲に適合しない支出に相当する額

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

追加〔平成25年条例1号〕

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

一部改正〔平成15年条例20号・25年1号〕

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第20号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年5月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付する政務活動費から適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第6条関係)

番号	項目	内容
1	研究研修費	研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
2	調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
3	資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
4	資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5	広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費
6	広聴費	住民からの市政及び会派又は会派に所属しない議員の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
7	人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
8	事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

追加〔平成25年条例1号〕